

平成十二年二月二十八日提出
質問第一〇号

川辺川ダム建設事業に関する質問主意書

提出者 前原誠司

川辺川ダム建設事業に関する質問主意書

建設省直轄事業「川辺川ダム建設事業」については、費用対効果の観点や自然環境への影響などとともに、流域漁業者に与える影響が強く懸念されているところである。

球磨川漁業協同組合は今年一月、同事業に対して反対する旨を建設省に文書で通告したが、事業を強力に推進する建設省は、漁協の合意取り付けのための働きかけを積極的に行うとしている。

従って、次の事項について質問する。

- 一 川辺川ダム事業計画に関連して、球磨川漁協の共同漁業権の強制収用について検討した事実はあるか。また将来にわたり強制収用を行う予定はあるか。また仮に強制収用を行った場合は、漁業権の消滅により、強制収用しなかった場合と比較してダム本体工事着工に関する同意の取り付けがより困難となることが想定される。その結果、ダム事業推進における強制収用の効果はほとんどないと考えられるが、政府の見解を伺いたい。

- 二 昨年七月の球磨川漁協下球磨部会総代会に引き続き開催された川辺川ダム事業説明会に際し、建設省から出席者に対して総額二十八万一千〇〇〇円の「出席手当」またはそれに類する金銭の支出を行ったとされ

る件について、それは事実か。また事実であるならば当該支出の法的根拠、支払いの方法、支払いを決議した経緯、決裁した役職者について示されたい。

またこの事例の他に同様の支出を同漁業関係者に対して行った事実があるか。あるならば支払いを行った日、支払人数、金額、支払いの方法、支払いを決議した経緯、決裁した役職者について示されたい。
右質問する。